

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄

令和 9 年度大学入学者選抜実施要項及び大学院入学者選抜実施要項等について（通知）

標記の要項について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおり合意されましたので通知します。

令和 9 年度大学入学者選抜実施要項について、前年度からの主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

- ・入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に鑑み、面接による評価を必ず行うこととしたこと。
※高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる非公募型の学校推薦型選抜であって合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験するものについては、大学の実情に応じて面接の可否を判断することができる。
※令和 8 年度に既に実施されていた選抜区分であって、令和 9 年度大学入学者選抜から面接を導入することが難しいものについては、遅くとも令和 11 年度大学入学者選抜までに面接を導入する。
- ・文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、言語能力及び数理的思考力の育成に配慮することとしたこと。
- ・「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」（令和 7 年 6 月 26 日付け 7 文科高第 491 号高等教育局私学部長通知）に係る記載を追記したこと。
- ・不正行為の防止のため、本人確認を適正に行うことやオンライン試験に関する留意事項等を追記したこと。

また、大学院入学者選抜実施要項の主な変更点は以下のとおりです。

<主な変更点>

- ・不正行為の防止のため、大学院入学者選抜業務全般に係る全学的な体制の構築や、本人確認、オンライン試験に関する留意事項等を追記したこと。

令和8年度大学入学者選抜については、一部の大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜において、2月1日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられました。これを受け、大学入学者選抜協議会により各国公私立大学長に対する「大学入学者選抜実施要項の遵守についてのお願い」が取りまとめられましたので別添のとおり通知します。

各大学においては、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者により合意された別紙の要項の趣旨を十分に踏まえ、大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き入学者選抜の工夫・改善を進めるようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、本件について、十分な周知をお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課 大学入試室入試第一係
難波、金子

T E L : 03-5253-4111 (内線 4904)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和 9 年度大学入学者選抜実施要項
(令和 8 年 5 月 27 日付け 8 文科高第 318 号文部科学省高等教育局長通知)

第 1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第 13 の 13(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素（以下「学力の三要素」という。）のそれぞれを適切に把握する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第 2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう十分留意する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述する。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、学力の三要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定する。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ま

しい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」を可能な限り具体的に記述する。

なお、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に配慮する。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト（以下「教科・科目に係る個別テスト」という。）又は大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文・面接・実技検査等、資格・検定試験等、志願者本人の記載する資料や高等学校に記載を求め資料等（定義に関しては、後述の第6の1から5に掲げるとおり。）を、アドミッション・ポリシーに応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。

その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、面接、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

(2) 総合型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、志願者本人の記載する資料*を必ず評価に活用する。
*志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。
- ② 入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する総合型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の2(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。
- ③ 言語能力及び数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。
- ④ 高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

(3) 学校推薦型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。なお、本選抜については、入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。

- ① 入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する学校推薦型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の2(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。

ただし、高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる非公募型の学校推薦型選抜であって合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験するものについては、大学の実情に応じて面接の要否を判断することができる。

- ② 言語能力及び数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。

- ③ 推薦書の中に、大学・学部等のアドミッション・ポリシーに対応する志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の三要素に関する評価についての記載を求める。また、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。推薦書のイメージ例は参考様式1のとおりとする。

2 上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

- (1) 高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学科卒業者及び卒業見込み者

専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- (2) 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人

外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- (3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。

その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価すること。

3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和9年1月16日、17日

追試験 令和9年1月23日、24日

- 2 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。
 - (1) 試験期日 令和9年2月1日から3月25日までの間
 - (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。
 - (3) 合格者の決定発表 令和9年3月31日まで
- 3 第6の3から5に掲げる評価方法については、令和9年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 4 総合型選抜については、一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を令和8年9月1日以降とし、その判定結果を令和8年11月1日以降に発表する。その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第3の1(2)に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを令和9年2月1日より前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 5 学校推薦型選抜については、一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を令和8年11月1日以降とし、その判定結果を令和8年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第3の1(3)に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを令和9年2月1日より前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 6 帰国生徒又は社会人を対象に選抜区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従う。
- 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する観点から、以下の点に留意し、調査書を十分に活用する。
 - (1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけでなく、調査書の他の記載事項も有効に活用する。
 - (2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができる。
 - (3) 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。
 - (4) 「調査書記入上の注意事項等について」の17を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次

のような配慮も行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。
 - ② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮する。その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知する。
- 3 過年度卒業者については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業者（又は退学者）に適用する。
 - 4 上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。
 - 5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。
 - (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、インターナショナルAレベル資格取得者、ヨーロッパ・バカロレア資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。
 - (3) 過年度修了者については、第5の3に準じる。

第6 評価方法

1 教科・科目に係る個別テストの実施

- (1) 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮するとともに、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

- (3) 教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の

趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

- (4) アドミッション・ポリシーに応じて、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 教科・科目に係る個別テストは、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てる。
 - ① 教科・科目に係る個別テストは、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。
 - ③ 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和9年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和7年6月3日付け7文科高第316号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

- (1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。
- (2) 教科・科目に係る個別テストにおいて、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
- (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。
- (4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文・面接・実技検査等の活用

入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、アドミッション・ポリシーに応じ、小論文、面接、実技検査、エッセイ、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

本記載の小論文・面接・実技検査等（第6の3）については、第6の1と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、専ら教科・科目に係る知識を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。

4 資格・検定試験等の成績の活用

- (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

- ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない選抜区分の設定や、教科・科目に係る個別テストの成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。

- ② 高等学校の専門学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。
 - ③ 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。
 - ④ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。
- (2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の教科・科目に係る個別テスト実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、教科・科目に係る個別テストの成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など志願者本人が記載する資料等を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、以下に掲げる内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は参考様式2のとおりとする。

- (1) 活動報告書を活用するには、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようにするため、以下のような内容の記載を求める。
 - ① 「総合的な探究の時間」や理数探究等において取り組んだ課題研究等。
 - ② 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）をはじめとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）。
- (2) 大学入学希望理由書や学修計画書を活用するには、各大学が、学部等の教育内容を踏まえ、入学志願者に対し、入学希望理由や入学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載させる。
- (3) 特に総合型選抜や学校推薦型選抜においては、志願者本人が記載する資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。
- (4) 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において実技に関し評価を行う場合には、必要に応じ、志願者本人が記載する資料を積極的に活用する。

なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等については、編集可

能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第7 教科・科目に係る個別テスト実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、教科・科目に係る個別テストの実施教科・科目、評価方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項について選抜区分ごとに決定し、令和8年5月27日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 学力検査において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。
短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくり化することにより、入学者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、評価方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和8年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。
- (3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取り扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとする。2以上の選抜区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの選抜区分ごとに評価・判定の方法や区分を設ける理由をアドミッション・ポリシーとの関係を整理して示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。
- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入

学前の募集は行っていないことなどを記述する。

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。
- (2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）、「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和8年1月26日付け7文科高第1555号総合教育政策局長・高等教育局長通知）、「高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領及び機関要件の確認事務に関する指針の改訂について」（令和8年3月31日付け事務連絡）及び「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」（令和7年6月26日付け7文科高第491号高等教育局私学部長通知）等を踏まえ、その額の抑制及び負担軽減のための方策を講ずるよう努めるとともに、各大学が設定している額や納付時期等の趣旨や考え方について、社会の理解を得られるよう積極的に説明すること。納付が困難な学生に対しては、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努め、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、制度の利用を希望する学生が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、各校において授業料の納付を猶予することを原則としており、適切に取り扱うこと。
- (3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。
- (4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
 - ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
 - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第13 その他注意事項

1 入学者選抜の実施に係る体制の整備

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

- (2) 試験の実施における緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行い、教員及び事務職員が一体となり、出願から試験実施、評価・判定、入学に至るまでの業務を一貫したプロセスとして管理することにより、円滑かつ公正な入学者選抜に努める。

2 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わない。

また、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や、調査書への記載などを通じて把握した場合には、志願者本人が不利益を被ることがないように配慮する。

*病気・事故等。例えば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

なお、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由により当日の受験が困難な場合は、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど柔軟な対応を行うことが望ましい。

- (2) 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、「第5次障害者基本計画」（令和5年3月閣議決定）、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）について」（令和6年3月22日付5文科高第2190号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成
- ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置 など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続き等を明確に示しておくことが望ましい。

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要事項の伝達においても、合理的配慮を行う。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、

情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開する。

3 入試情報の取扱い

(1) 教科・科目に係る個別テストにおける試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に基づき、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱う。

① 試験問題については、原則として公表する。

② 解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも教科・科目に係る個別テストの科目ごと）については、原則として公表する。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 各大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況、在学中の修学支援の体制・取組など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

(3) 各大学は、受験者本人への成績開示や、選抜区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

(4) 上記(1)(2)における公表及び(3)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努める。

(5) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正に取り扱う。

4 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努める。

(1) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

(2) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、追加合格者の決定も含め、その実施結果に誤りがなければ複数人で点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

(3) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。

(4) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生

じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

5 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。
- (2) 試験問題の作成においては、入学志願者に関係者や親族がいる教職員を作成・点検に関与させないこととし、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じる。
- (3) 特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないう、また評価者の中で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるようにするため、受験者の氏名・受験番号のマスキングや複数人での採点・点検など、不正を防止するための方策を講ずるとともに、評価・判定の方法や基準についてマニュアル等を整備する。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。なお、合理的配慮による代替措置等を行う場合については、評価・判定の方法を明確化することが望ましい。
- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な選抜は行わない。
 - ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。
 - ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。
 - ③ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験者に対して不利な扱いをすること。
これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。
- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

6 受験者による不正行為の防止

- (1) 必要な出願書類を適正に設定するとともに、募集要項等において以下の点について周知し、出願書類の適正性を確認する。
 - ① 記入事項、提出書類等の真正性の確保
 - ② 所持品として試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見し

た場合の取扱い（不正行為として扱われる等）

③ 不正行為に該当する行為及び罰則

④ 必要に応じて追加的な確認を行ったり、警察に被害届を提出したりすることがあること

(2) 試験実施に当たり、監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行う。また、本人確認を適正に行うとともに、試験時間中は静謐な環境保持に十分留意しながら、試験室内の巡視を適切に行う。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、服装、手の位置、受験者の目線等）を監督者等に周知する。また、大学の実情に応じて必要な人員を確保する。

(3) オンラインによる試験を実施する場合には、その特性に対応した本人確認及び不正防止のための措置を講じる。

(4) 入学時点においても、選抜過程で不正が発生していないことが確認できるよう、本人確認など必要な措置を講じる。

7 ICTを活用したオンラインによる試験の実施

入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行う。

(1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。

(2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。

(3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。

(4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

8 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害、事件・事故、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取り組む。

(1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応する。

(2) 試験実施日には、試験方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努める。

(3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直す。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

(1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。

(2) 自然災害や人為災害、事件・事故など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とす

るなど、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

9 感染症対策

受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、教科・科目に係る個別テスト等の実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた感染症対策を講じる。

10 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜

専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 33 号）、「専門職短期大学設置基準」（平成 29 年文部科学省令第 34 号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成 29 年 9 月 21 日付け 29 文科高第 542 号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施する。

11 国際連携学科の入学者選抜

(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する 1 以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重学籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。

(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

12 外国人を対象とした入試

(1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン」（令和 8 年 4 月 28 日策定、文部科学省高等教育局参事官（国際担当））及び「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和 8 年 4 月 28 日付け 8 高参国第 7 号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）を踏まえて実施し、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、「日本語教育の参照枠」（令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）において、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされている B 2 以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験や ICT を活用した試験等に基づく適切な評価・判定を通じた渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

(2) 教科・科目に係る個別テストの実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の 6 ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。

(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、インターナショナル A レベル資格取得者、ヨーロッパ・バカロレア資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

13 その他

(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。

(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものと

して文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の出身者等についても対象とするよう配慮する。

- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずる。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

第14 備考

この要項は、令和8年度に実施する令和9年度大学入学者選抜に適用する。ただし、令和9年度大学入学者選抜における総合型選抜又は学校推薦型選抜のうち、令和8年度に既に実施されていた選抜区分であって、第3の1(2)又は(3)に則って令和9年度大学入学者選抜から面接を導入することが難しいものについては、遅くとも令和11年度大学入学者選抜までに面接を導入する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに）に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。

(裏)

※		※				※				※																	
5. 総合的 な探究 の時間 の記録	学習活動				観 点				評 価																		
6. 特別 活動 の記 録	内 容		観 点				学 年				1	2	3	4													
	ホームルーム活動																										
	生徒会活動																										
	学校行事																										
7. 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項	第 1 学 年																										
	第 2 学 年																										
	第 3 学 年																										
	第 4 学 年																										
8. 備 考																											
9. 出欠の記録																											
区分		学 年				1		2		3		4		区分		学 年		1		2		3		4			
授 業 日 数														欠 席 日 数													
出席停止・忌引き等 の日数														出 席 日 数													
留 学 中 の 授 業 日 数														備 考													
出席しなければなら ない日数																											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する																											
令和 年 月 日																											
学 校 名																											
所 在 地																											
校 長 名																											
												印															
記載責任者職氏名																											
印																											

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面1枚を使って作成すること。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。

なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、高等学校設置基準第6条第1項に定める「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（新しい普通科）については、「普通（〇〇学科）」のように、正式な学科名称を（ ）を付して記入すること。その際、該当欄への記載が難しい場合は、備考欄に正式な学科名称を記載すること。また、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。

さらに、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）

- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 - (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

（記入例）

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					
	【各学科に共通する各教科・科目】					
国 語	現代の国語	4				2
	言語文化	3				2
	論理国語		3	4		4
	古典探究		4	5		4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農 業	農業と環境	3				4
	食品流通		5			4

なお、留学については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる特別の教育課程による障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。特別の教育課程による日本語指導については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「日本語指導」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部改正に伴う指導要録及び調査票の取扱いについて」（令和4年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）参照）。

- 8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の学習成績の状況は、指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科目					

理科	物理基礎	3			2
	化学基礎		3		2
	生物基礎			5	2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（事務連絡参照）。
- (4) 全体の学習成績の状況は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語} 4 + 3 + 3 + 4 + 4 + 5) + (\text{地歴} 4 + 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語} 6) + (\text{地歴} 4) + \dots} \\ \frac{(\text{保体} 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots + (\text{家庭} 5 + 5)}{(\text{保体} 5) + \dots + (\text{家庭} 2)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の学習成績の状況は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
国語	現代の国語	4				2
	言語文化	3				2
	論理国語		3	4		4
	古典探究		4	5		4
地理歴史	歴史総合	4				2
	世界史探究		5			3
	日本史探究		4			3
	地理総合			4		2
保体	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家庭	家庭総合	5	5			4

（注） 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

- 9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ～ 4.3	A
4.2 ～ 3.5	B
3.4 ～ 2.7	C
2.6 ～ 1.9	D
1.8 以下	E

- (2) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（ ）内に記入すること。

- 10 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な探究の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

また、「総合的な探究の時間」の全てを理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって代替したことにより、「総合的な探究の時間」を履修していない生徒の場合も、当該欄に斜線を引くこと。

- 11 「特別活動の記録」の欄には、指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入すること。

- 12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。

記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

- 13 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条等の規定に基づき、学習指導要領によらない特別な教育課程の編成を行っている高等学校並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（事務連絡参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 14 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

- 15 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。
なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所在校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。
- 16 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。
なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。
- (1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）
- (2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。
- (3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。
- ① 未履修教科・科目名。
- ② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。
- ③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。
- 17 その他、令和9年度大学入学者選抜における調査書については、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。
- (2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。
- (3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な探究の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月

大学院入学者選抜実施要項

(令和8年5月27日8文科高第318号文部科学省高等教育局長通知)

大学院入学者の選抜は、大学院の課程を履修するにふさわしい能力と素質のある者を、各大学院が学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)や教育課程編成・実施の方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)を踏まえ定める入学者受入れの方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)に基づき、公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えて、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ実施するものとする。

その際、各大学院は、年齢、性別、障害の有無、国籍、経済状況、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

第1 募集人員

募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第2 出願資格

大学院に入学を志願することのできる者は、法令の規定により大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第3 試験期日

- 1 試験期日は、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、各大学院が適宜定める。
- 2 秋季入学を実施する場合には、学生が入学する年度中の期日に試験を実施することができる。
- 3 入学願書受付期間及び合格者の決定発表の期日については、試験期日に応じて各大学院が適宜定める。

第4 入試方法

入学者の選抜は、学力検査^{*}、口頭試問、面接、志望理由書、成績証明書等大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性、学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることが望ましい。

^{*}専門科目の筆記試験等

また、上記の入試方法について、各大学院の判断により、入学者の多様性を確保する観点から入学定員の一部について多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

なお、出身大学の指導教員の推薦状及び社会人志願者の場合の勤務先上司等の推薦

状については、原則として入学者選抜の必要資料とはせず、提出するか否かは志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることが適当である。

第5 募集要項等

- 1 各大学院は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を、遅くとも試験期日の2か月前までに発表するものとする。
- 2 募集要項など大学院の学生募集に関する事項は、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の確保に資する観点から、できるだけ情報提供に努めるものとする。
- 3 学校教育法施行規則第172条の2各項に基づき、入学志願者の進路選択に資する情報（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、学位授与の状況や修了者の進路状況など）を適切に公表するものとする。

第6 出願手続

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、志願大学院に提出するものとする。

第7 注意事項

1 障害のある者への配慮

障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学修の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

また、合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について充分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続きを明確に示しておくことが望ましい。

なお、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

学力検査における試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に基づき、入学志願者の進路選択に資することを期するため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）については、原則として公表するものとする。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

また、合格者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスの防止のため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのマニュアルを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任を持って業務を行うよう注意を喚起する。

4 入学者選抜の公平性・公正性確保

入学者の選抜は中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。

さらに、合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の会議体で行い、事後の検証が可能となるように評価のプロセスを記録する等、適切に実施すること。

なお、入学後の研究分野の確認等のため入学志願者と入学後に研究指導を希望する教員等との事前相談の機会を出願前などに設ける場合には、公平性・公正性確保の観点から、事前相談の範囲等のルールを明確化すること。

5 受験者による不正行為の防止

大学院入学者選抜業務全般に係る全学的な体制を構築し、各大学の実情等に応じ、必要な情報の共有や統一的な不正行為防止対策の検討、必要な体制の整備等を行う。

また、不正行為に該当する行為や罰則等をあらかじめ募集要項等により周知の上、出願書類の真正性等の確認、試験実施時や入学時点での本人確認、適切な巡視など、十分な不正行為防止対策を行う。特に、オンラインによる試験を実施する場合には、その特性に対応した本人確認及び不正防止のための措置を講じる。

6 その他

所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

第8 備考

そのほかの事項については、「大学入学者選抜実施要項」の当該記載も参考に対応するものとする。

本要項により実施し難い事情のある大学院は、募集要項の発表前に、（募集要項の

発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、) 大学入試室に連絡する。